



平成19年5月9日

総務大臣  
菅義偉様

(社)日本放送  
会長 貞

### ケーブルテレビ区域外再送信に関する「大臣裁定」制度についての意見

去る3月23日に大分県のケーブルテレビ事業者4社から福岡県の民放事業者4社のデジタルテレビ放送の区域外再送信を求める「総務大臣の裁定」申請が行われたことを受け、情報通信審議会において、当該放送事業者が提出した意見を踏まえた審議が行われる運びとなっております。この「大臣裁定」制度について当連盟は、地域免許制度を形骸化するものであるとともに、ケーブルテレビ産業の発展状況に即していないとの理由により、かねてから撤廃を求めています。この機会に改めて下記の意見を提出いたしますので、十分ご配慮のうえ、適切な判断を示されるよう求めるものであります。

#### 記

#### 1. 大臣裁定制度の立法事実とケーブルテレビ産業の発展について

- ・ 「有線テレビジョン放送法」は、第13条第2項で「ケーブルテレビ事業者は、放送事業者の同意を得なければ、その放送を再送信してはならない」との趣旨を定めながらも、同条第3項で「ケーブルテレビ事業者は、放送事業者との同意についての協議が調わないときは、総務大臣の裁定を申請することができる」、また、第5項で「総務大臣は放送事業者に“正当な理由”がある場合を除き、同意をすべき旨の裁定をするものとする」との趣旨を定めている。
- ・ この“正当な理由”の判断基準としては、同法改正により大臣裁定制度が導入された昭和61年（1986年）の国会審議で、次の5点が示されている。
  - ① 放送番組が放送事業者の意図に反して、一部カットして放送される場合
  - ② 放送事業者の意図に反して、番組が異時再送信される場合
  - ③ 再送信のチャンネルが別の番組に使われて混乱を起こす場合
  - ④ ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題がある場合
  - ⑤ ケーブルテレビの技術レベルに問題がある場合
- ・ この規定によれば、ケーブルテレビ事業者が他県の放送事業者からの再送信を求める大臣裁定を申請しさえすれば、ほぼ自動的に、放送事業者に対して区域外再送信への同意を強制する裁定が下されることになる。仮に宮崎県あるいは鹿児島県のケーブルテレビ事業者から福岡波の再送信を求める裁定申請が出されても、福岡民放事業者に同意を強いることになりかねない。

- このように、放送事業者に対して著しく不利な“非対称規制”が導入されたのは、昭和61年当時のケーブルテレビ産業が極めて零細であった時代にその育成策と考えられたからである。国会での法改正に関する審議において、当時の郵政省は「実態としてこのCATVというのがまだ非常に規模が小さくてとてもチャンネルプランの形骸化というようなことになっていないし、また近い将来にもそういうことにならないというふうに考えております」と答弁している。
- しかしながら、その後、平成5年（1993年）のケーブルテレビ事業者の地元要件撤廃・広域事業化、平成11年（1999年）の外資規制撤廃といった規制緩和もあり、ケーブルテレビ産業の近年の成長ぶりは著しく、昭和61年時点の立法事実に変容したと言わざるを得ない。平成18年（2006年）末にはケーブルテレビの加入世帯総数が2000万世帯を超え、普及率は全世帯の40%を上回るに至った。この10年間をみても加入世帯は5.7倍に、普及率は4.9倍に達している。平成17年度（2005年度）の営業収益は3850億円（営業目的の事業者数311）で、大分県をはじめとして、地方民放テレビ事業者に匹敵する収益をあげるケーブルテレビ事業者が登場している。
- ケーブルテレビ産業の発展に応じ、すでに著作権の分野においては、実態に即した法改正が実施されている。文化庁・文化審議会著作権分科会は平成18年8月にとりまとめた報告書で、「有線放送事業者は規模が小さく、基本的には地域メディアであったが、近年、制度が見直され、有線放送事業者の地元要件の廃止や外資規制の撤廃など規制が緩和されたこと等も背景に、都市部等において大規模な有線放送事業が展開され、サービス内容も充実しつつある」との指摘を行い、これを受けた同年12月の著作権法改正により、これまで放送番組のケーブルテレビ再送信に対して無権利であった実演家、レコード製作者に対し、ケーブルテレビ事業者への“報酬請求権”が付与されたのである。
- このように“零細なケーブルテレビ産業を育成する”という必要性が薄れる半面、地上民放テレビの一層の多局化、BS・CS放送の普及発展により、地域間の情報格差は縮小してきている。また、ケーブルテレビが順調に発展する一方、地方民放事業者は、地域経済の衰退や2011年のデジタル放送完全移行への大掛かりな投資のため、その経営状態がより厳しくなっており、隣県からの区域外再送信が増えるに伴い、自社視聴率の低下等、経営への打撃が顕著になっている。
- 以上のさまざまな実態からみて、法律によって放送事業者に区域外再送信への同意を強いる大臣裁定制度の立法事実が消滅している。社会の実態に即した抜本的な見直しが行われるべきである。

## 2. 大臣裁定制度と著作権法の不整合について

- 放送事業者は、全放送番組についての著作隣接権、さらに自社制作番組についての著作権を有している（著作権法第99条および第23条）。改めて述べるまでもなく、この

著作権法上の「許諾」権は、有線テレビジョン放送法上の再送信「同意」とは異なる権利であり、放送事業者が仮に大臣裁定によって再送信への同意を強制されたとしても、その放送の再送信を行おうとするケーブルテレビ事業者に対し、著作権法に基づく差止請求等によって再送信を阻止できる。

- ・ こうした不整合が生じるのは、本来、事業者間の協議により調整すべき区域外への再送信問題を、法に基づく強制措置によって解決しようとするためである。放送事業者の著作権法上の権利に配慮し、これと相容れない大臣裁定制度について速やかに見直すべきである。
- ・ また、そもそも放送番組は、放送事業者以外のさまざまな著作権、著作隣接権、スポーツライセンス等の権利の集合体であり、権利関係者は国内はもとより、外国にも多数存在している。このため、放送事業者は再送信に同意する場合、ケーブルテレビ事業者が再送信に必要な権利処理の責任を負うことを確認している。こうした権利関係からみても、国が大臣裁定により再送信同意を強制することには大きな問題がある。

### 3. 民放事業の地域密着性について

- ・ 当連盟がかねてから主張してきたとおり、大臣裁定制度は地上民放事業の根幹である地域免許制度と相容れないものである。各民放事業者のエリアが県域を単位としているのは、地元に着したニュース、番組やCMの放送に努め、地域の社会・経済の発展に寄与するためである。ケーブルテレビによる区域外再送信が際限なく拡大されることは、他県への情報依存度を強めるものであり、各地域の自立という観点からみて好ましいものではないと考えられる。本来、ケーブルテレビによる再送信が義務付けられるのは、現行の有線テレビジョン放送法にもあるように、受信障害地域に限られるべきである（第13条第1項）。
- ・ さらに、特に災害放送、地域情報、政見放送等については、民放事業者がその放送対象地域の視聴者に向けて放送を行っていることを十分に尊重すべきである。前述したように、放送事業者が再送信に同意しない“正当な理由”として、「放送番組が放送事業者の意図に反して、一部カットして放送される場合」「放送事業者の意図に反して、番組が異時再送信される場合」があげられているが、これらに加え、「放送番組が放送事業者の意図に反して、放送対象地域外で放送される場合」についても検討される必要がある。

### 4. 協議による解決の重要性について

- ・ 当連盟は区域外再送信自体を否定するものではなく、ケーブルテレビ事業者から放送事業者に同意を求める申請があれば、地域の実態を踏まえて十分協議を行い、可能な限り解決に努めるべきと考えている。また、日本ケーブルテレビ連盟との間で昨年4月以来、意見交換を鋭意重ねているところである。これまでに各地で協議による区

域外再送信が行われるに至った経緯は千差万別であり、関係者によるさまざまな努力の成果であることに留意すべきである。その一方、放送事業者の同意を得ない違法再送信がいまだに各地で横行しているが、この問題は早急に解決する必要があることを付記する。

- ・ 行政においては、ケーブルテレビ産業の現状、当該放送事業者および当連盟の意見を十分に踏まえ、良識ある解決策を提示すべきであると考えます。

以 上